



リーダーは組織の可能性を引き出す存在  
税務署から税務調査の連絡が来たら  
相続税の2次相続対策  
事務改善で難しい?~キーワードは「一」と「複」~  
消費税8%へ引き上げ~請負工事と資産貸付への経過措置~



長野県松本市巾上 9-9  
TEL : 0263-33-2223 FAX : 0263-33-2396  
長野県長野市栗田 292 番地  
TEL : 026-291-4153 FAX:026-291-4163  
HP : <http://www.narusako.co.jp>

## リーダーは組織の可能性を引き出す存在

今月10日、ストックホルムでノーベル賞授賞式が行われ、iPS細胞（人工多能性幹細胞）の開発によって医学生理学賞に選ばれた京都大学教授、中山氏に受賞メダルが贈られました。震災や景気低迷によって暗い雰囲気漂う中、中山教授の受賞というニュースは私たちを元気づけてくれました。

2010年にノーベル賞を受賞した根岸英一パデュー大学教授が、「ノーベル賞をとるのは1,000万人に1人の割合で確率はとても低い。しかし、10分の1の確率を7回通ると考えれば良いのです。」と発言されていました。なるほど最初から1,000万人に1人では無理でも、まず10人の中の1人になる事を決意しよう。これを7回繰り返してチャレンジすればいいのですね。

しかし「選ばれた人の中でのさらに競争になるのだから、結局無理さ」と考える人もいると思いますが、まず、1回目の10人のうちの1人になろうと考えることにより、あきらめずにステップを踏んで努力していくのかなと感じました。

根岸先生は帝人就職後に一念発起してペンシルバニア大学に留学し、その後の人生を切り開いています。ペンシルバニア大学は、母校東大と同じテキストだけれども、教授達が実験方法の細部まで厳しく指導してくれ、その内容には月とスッポンほどの差があるのだそうです。優れた人材を育成するための1対1での厳しい指導の必要性を説かれています。

我が組織の従業員は自主性や向上心が無いと嘆く前に、その人にとっての、そして我が組織にとっての、まず目指すべき10分の1は何なのか?を考えること、そしてその実現を本人任せにせず、共に切磋琢磨するということが、リーダーには必要なだとつくづく感じます。ハーバード大学のカンター教授は「人に教えているときよりも、自らが学んでいるときに説得力のあるお手本になれる」と指摘されています。根岸先生が感化されたペンシルバニア大学には、先生自らが実践指導する、ひたむきな教育姿勢があるのだなと感じました。

ところで、根岸先生がノーベル賞を受賞したのと同じ2010年、新常用漢字表が29年ぶりに改訂され、「真摯」の「摯」という言葉が入りました。英語では「integrity（インティグリティー）」、はじめてひたむきな様子であり、現代経営学の父と称されるドラッカー氏が、リーダーに最も必要な資質として挙げた言葉でもあります。真摯な態度で組織運営にあたっているのか、組織の可能性を引き出す要になっているのか、自問する必要性をつくづく感じております。

成迫 升敏

## 税務署から税務調査の連絡が来たら

税務調査の季節が一段落しました。実は税務調査は、それそのものを定めた法律は今まで存在せず、広い範囲の法律や、税務署の運用をよりどころに成り立っていたのですが、これからは“国税通則法”で法制化されます。これは国の各税金のことを規定している法律ですが、改正により、平成25年1月から、税務調査における税務署の手続きが明文化され、税務調査の事前連絡「事前通知の義務化」が法制化されました。

1. 税務調査の対象になるその人や会社か、その顧問税理士に事前通知する。
2. しかし、事前通知すると隠したり、改ざんしたり、邪魔したりなど悪いこと「違法または不当な行為」をすることが予想される場合には事前通知はしない。

2は少しイヤな補足ですが、その通達において「現金商売を理由に、事前通知しないことはしない」と明言されました。現金商売は抜き打ちで調査に入られることがあります、原則事前連絡するように改正されたのです。もし税務署から税務調査の電話が来たら、その場で決めるのではなく「日程や場所等の打合せを会計事務所として欲しい」と伝えて下さい。こちらで対応いたします。

統括部長 高木 幹夫

## 相続税の2次相続対策

夫婦の一方が亡くなることを「1次相続」、残された配偶者が亡くなることを「2次相続」と言います。1次相続では税金は少なかったのに、2次相続ではかなりの税金になってしまった、ということは良くある話です。目先の1次相続での税額に目が行きがちですが、もう一步踏み込んで配偶者の2次相続も踏まえて財産の配分を検討したいところです。今回は、2次相続を見据えた相続税対策のポイントを解説いたします。

そもそも、なぜ2次相続での相続税が多額になりがちなのでしょうか。1次相続と2次相続の違いを整理してみました。

[1次相続と2次相続の違い]	1次相続	2次相続
課税財産	被相続人の財産のみ	配偶者の財産に、1次相続で相続した財産も加わり多額になりがち
基礎控除	5,000万円+1,000万円×法定相続人数	1次相続より1,000万円少ない
配偶者の税額軽減	配偶者が取得した財産のうち1億6,000万円まで非課税	配偶者がいないため、適用なし
小規模宅地の特例 (被相続人の居住用宅地)	配偶者が取得すれば80%軽減	子が相続する場合適用できない ケースが多い

上記のうち最も影響があるのが、**配偶者の税額軽減**です。配偶者が財産を相続する場合、最低限1億6,000万円までは配偶者の税額はかかりません。しかし、2次相続では配偶者がいないため、その軽減制度が利用できないばかりか、1次相続以上に課税財産が多くなり、税額が多額になるということです。これらを踏まえて、財産の分割のポイントを挙げてみました。

- ポイント① 配偶者の財産が多い場合は、子を中心に相続させる。
- ポイント② 収益物件、将来値上がりしそうな財産は子に相続させる。
- ポイント③ 配偶者の年齢も考慮に入れる。



ポイント①、②は配偶者の課税財産が多くなりすぎないようにするための対策です。ここで考えておきたいことは、将来の相続税の改正です。早ければ平成27年度から、基礎控除が現行の40%も減少する可能性があります。ですから、必要以上に配偶者に財産を相続することは避けるべきでしょう。ただし、ポイント③で挙げたように、配偶者の年齢がまだ若く長期間にわたって生活資金が必要であれば、配偶者中心の相続でもよいかもしれません。以下に、簡単なシミュレーションを行いました。

### 【相続税シミュレーション（1次相続の相続人が配偶者と子2名の場合）】

前提① 被相続人の課税財産 1億円  
前提② 1次相続の基礎控除 5,000万円+1,000万円×3名（法定相続人）=8,000万円  
前提③ 2次相続の基礎控除 3,000万円+600万円×2名（法定相続人）=4,200万円

1次相続で配偶者が相続した金額	1億円	7,000万円	4,000万円	なし
1次相続の相続税	0円	60万円	120万円	200万円
2次相続の相続税	770万円	320万円	0円	0円
合計	770万円	380万円	120万円	200万円

上記の例を見ていたら、1次相続で配偶者が相続した金額によって、相続税が大きく変わることが分かります。一般的には、配偶者の税額軽減をフルに使わず、ある程度1次相続で相続税を支払う方が、税負担を少なくできます。実際には、家族構成や財産内容等により大きく状況は異なってきますので、まずは、被相続人とその配偶者の財産を把握し、個別にシミュレーションすることをお勧めします。

最後に、節税とは別の話になりますが、2次相続は1次相続よりも相続人同士のトラブルが多いと言われています。2次相続は子供だけで遺産分けを行うため、配偶者がいる1次相続よりももめるケースが多いのです。そういったことを避けるために、ある程度1次相続で子供に財産を相続してしまうことや、遺言を作成しておくことなどが対策として考えられます。特に遺言は夫だけでなく、その配偶者も併せて作成しておくことをお勧めします。ご興味がありましたら担当者にお問い合わせください。

# 事務改善って難しい？～キーワードは「一」と「複」～

## ◆ポイントは「効率化」と「リスクマネジメント」のバランス

事務部門などの間接業務を効率化、コスト削減したいというのはどの会社にもあると思います。しかし、「効率化=減らす」ではありません。人やモノをただ「減らす」だけでは、効率化にならないばかりか、リスクが増大する危険性があります。事務改善を進める際には、“効率を求める”ことと、“リスクを増やさない”ことを両方同時に考えることが必要です。

## ◆効率化には「一」

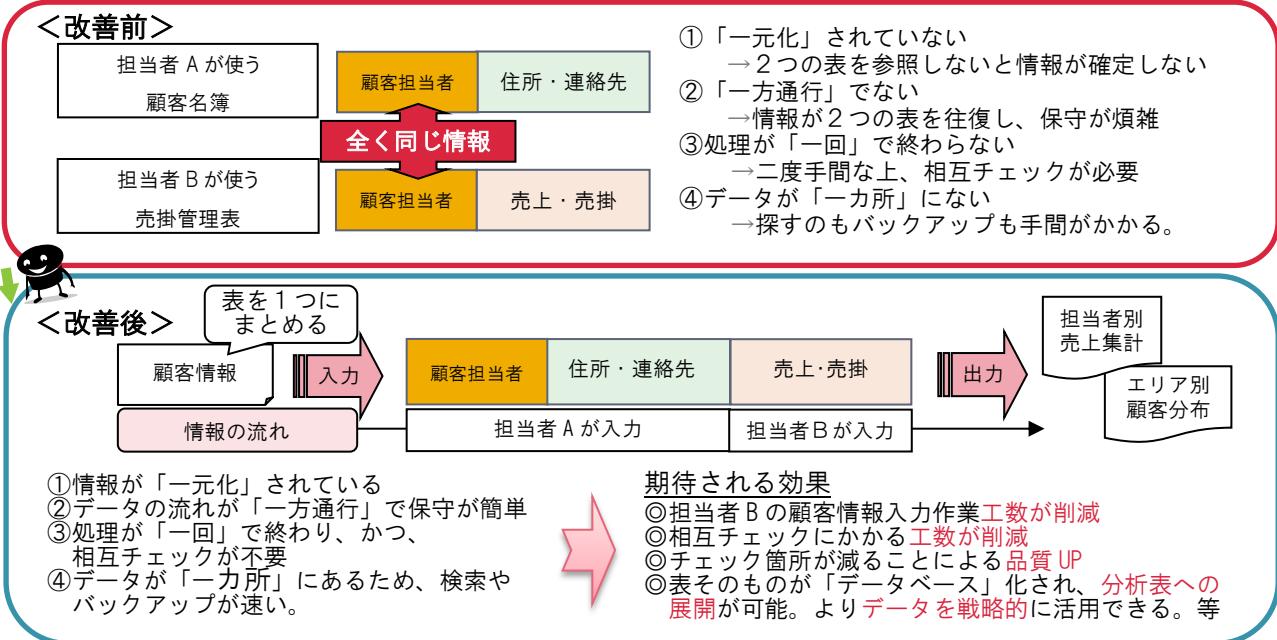
事務の効率化には進めるには、情報（データ）管理を効率化していくと、その業務に関わる人間の動きも自然に効率化されていきます。

以下の4つの「一」を意識して、自社の情報を整理してみるとよいでしょう。

- 「一元化」 情報（データ）を一元管理する
- 「一方通行」 情報（データ）の流れを一方通行にする
- 「一回」 一回の処理で終わるようにする
- 「一ヵ所」 一ヵ所にまとめる



## ◆よくある事例「似たような表を各担当者が個々に作成・運用している」



## ◆リスクマネジメントには「複」

効率化ばかりを追い求めて担当者が1人、情報（データ）がすべて1つの表に入っている、という極端な環境は以下のようなリスクが生まれます。

- ・担当者の急な病気・退職により業務が停止する
- ・業務が属人化していて、標準化されない
- ・一人に業務を集中させると不正がおこりやすい環境になる
- ・情報（データ）が損失したときのダメージが大きい

これらのリスクを解消するには「複」数の資源を活用することが有効です。

### (1)業務に関わる人間を複数にする(日替わりの担当制、担当者&管理者、など)

- ・代わりの担当者が業務を行うことが可能になる
- ・不正防止につながる
- ・業務が標準化、マニュアル化される

### (2)外部の人材資源(アウトソーシング、人材派遣)を活用し、社内と社外という「複」の環境を作る。

- ・担当者の退職、人材確保の心配がない
- ・繁忙期だけ、または一部の機能だけ使うことにより、新たな人材採用の必要がなくなる
- ・客観的な目による事務改善が可能になる

### (3)情報は複数の媒体(HDD、USB)で管理、または、複数のバックアップをとる

## ◆最も大事なのは社内コミュニケーション

事務改善を進める上で最も重要なのは社内コミュニケーションです。トップダウンで進めるだけでは打ち上げ花火で終わってしまいます。各担当者が他の担当者の業務を理解し、「同じようなことをやっているのでは？」「これは危険な状態なのでは？」という意識を持ち、それを言える、受け入れができる環境が必要です。そういう会社は、日々の業務の中で自然に事務改善がされていくことと思います。



## 消費税率8%へ引き上げ～請負工事と資産貸付への経過措置～

消費税率が段階的に引き上げられることになりました。原則、平成26年4月1日以降の取引については8%、平成27年10月1日以降は10%が適用されます。

この背景として、法人税や所得税の税収が減少傾向にあることがあげられます。景気低迷が大きく影響しているためですが、これに対して消費税の税収は3%導入時の平成元年から現在まで安定した税収を確保しています。今後の景気低迷も見据え、社会保障の維持・拡大を目的として、安定した税収となる消費税率を引き上げることになったようです。今回は税率引き上げの日以降でも旧税率が適用される「経過措置」についてご説明致します。

**経過措置とは**、税率変更への準備期間として「**指定日**」を設け、その日より前に契約締結をしていれば現行の税率(5%)を適用することができるという措置です。5%を適用できる指定日は平成25年10月1日(8%を適用できる指定日は平成27年4月1日)となります。

**請負工事への経過措置**……指定日前(平成25年9月30日以前)の契約であれば、引渡しの日に関わらず現行税率(5%)を適用することができます。

**資産の貸付への経過措置**…こちらも指定日前の契約であり、且つ、一定の条件を満たす契約に限って、契約満了の支払いまで現行税率が適用されます。一定の条件とは、次の①且つ②の場合か、①且つ③の場合です。



- ① 貸付期間とその期間での対価の額が定められていること
- ② 契約書にその金額を変更できる旨の記載がないこと
- ③ 契約書に解約できる旨の記載がないこと

通常、この条件に該当するのはほとんどがリース契約です。新規リース契約をご検討の際には、契約日にご注意下さい。指定日前の契約については現行税率が適用されます。また、事務所家賃など、賃貸借契約の場合には、金額変更の条項があるのが一般的で、経過措置が適用されません。使用期間に応じた税率が適用されることになりますのでご注意下さい。

**Q1.平成25年9月30日に請負契約を結び、その後追加工事の増額契約をした場合に、二つの契約の取り扱いはどのようになりますか？**

- A. 当初結んだ契約については5%が適用され、**増額契約についてのみ**引渡し時期による税率が適用されます。

**Q2.消費税率の引き上げに伴い、住宅ローンが拡大されるという話を聞いています。どんな見通しですか？**

- A. 住宅ローン控除は12年入居で300万円、期限切れとなる13年入居で200万円というのが現行制度です。これらの減税額を500万円に拡大するという方針で、国交省から財務省に要望が出ています。詳細は年明けになるかもしれません、税制大綱に盛り込まれる予定です。

**Q3.当社は事務所用建物の賃貸収入があります。何か注意点はありますか？**

- A. 一般的な賃貸借契約では、使用期間に応じた税率が適用されます。家賃が税込で記載されていると消費税部分の金額が増えるため、事実上値引き扱いになってしまいます。「公租公課により金額変更ができる」旨の記載が一般的にはありますので、早い段階での家賃交渉と契約書の更新をお勧めします。

**Q4.消費税増税に当たって、他に注意すべき点はありますか？**

- A. 5%から8%になるにあたって、納税額(年税額)はおよそ1.6倍になります。納税資金として定期積金をされている場合には、積立金額の見直しをお勧めします。

その他ご質問など、会計担当者までお問い合わせ下さい。

## お知らせ

### ●年末年始休業のお知らせ

平成24年12月29日(土)から平成25年1月6日(日)まで、年末年始休業となります。

本年は格別のご厚情を賜り、御礼申し上げます。来年も、より一層のご支援を賜りますよう  
社員一同お願い申し上げます。

[以上]